

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	船舶特別償却制度の廃止	
税目（条文番号）	所得税及び法人税	
見 直 し の 内 容	<p>【見直しの内容】 船舶特別償却制度を廃止する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 66 条の 6、第 68 条の 16 同施行令第 5 条の 10、第 28 条、第 39 条の 46、第 39 条の 15</p>	
	<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>+8,156 百万円 （▲1,200 百万円）</p> <p>（租税特別措置法第 43 条適用船舶（外航日本船舶）） +1,102 百万円 （租税特別措置法第 66 条の 6 適用船舶（海外子会社保有船舶）） +7,054 百万円</p>

廃止又は縮減の理由

日本の船舶運航事業者により運航される日本商船隊は、四面環海である日本におけるエネルギー資源等の輸入や工業製品等の輸出を担うとともに、非常時における経済安全保障を担う役割を果たしている。

世界単一市場である外航海運は厳しい国際競争を行っているが、このような中で平時より競争力のある日本商船隊を維持する必要がある。

国土交通省成長戦略において、日本商船隊の国際競争力の強化について、日本の成長を実現する上で突破口になる緊急性の高いもの、日本の成長の土台を形成する上で必要性の高いものとして「優先的に実施すべき事項」と位置づけられており、早期かつ着実な実施が求められている。さらに、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」の実行計画（工程表）に於いても、アジア経済戦略として、「日本籍船を中核とする日本商船隊の国際競争力強化」が「モノの流れ拡大」につながると位置づけられている。

また、平成19年12月の交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申においては、経済安全保障の観点から、日本籍船及び日本人船員の意義・必要性が確認され、その必要規模は、日本籍船450隻とされたところであるが、現在日本籍船は107隻（平成21年）と日本商船隊全体の約4%に過ぎず、こうした経済安全保障の観点からの日本籍船の重要性に鑑み、日本籍船の増加を図ることは至急の課題となっている。

これらの課題に対応するためには、日本商船隊に船舶を供給する国内船主（オーナー）の外航船舶の建造を支援し、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図るとともに日本籍船隻数増加を加速化することが重要であることから、本制度を廃止し、新たに「国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度（外航船舶）」を創設することにより、国内船主の外航船舶建造を強力に支援することとする。